

平成19年10月18日

都道府県労働局  
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課長補佐（医療福祉担当）  
労災保険業務室長補佐（運用・短期給付担当）

アフターケア健康管理手帳の返納未確認者に係る対応について

アフターケア健康管理手帳（以下「手帳」という。）については、更新等の手続きにおいて、当該手帳を返納させ、アフターケアシステムに返納済登記を行うこととしているが、返納済登記が行われていない事案が見られるところである。

ついては、平成19年7月1日以降に手帳の有効期限を迎えるものについては、平成19年9月26日付け基発第0926004号「アフターケアシステムに関する機械処理事務の一部変更について」にて指示のとおり、「健康管理手帳受領・返納未確認者一覧」を平成19年11月より毎月第1開庁日に配信することとしている。

また、平成19年6月30日以前に手帳の有効期限を迎えたもののうち、手帳返納済の登記を行っていないものについては、手帳番号、氏名、住所等を記載した一覧を別途、労災保険業務室から送付することとしており、それぞれの手帳について返納の有無等の確認を行い、計画的に下記の作業を行うこと。

なお、適正な手帳の返納管理が行われていない場合には、システム上の返納状況と実際の返納状況に齟齬が生じることとなり、平成19年4月23日付け基労補発第0423001号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の制定に伴う運用上の留意事項について」（以下「補償課長通達」という。）の記4（5）の事務処理に支障が生じること留意すること。

記

- 1 手帳が返納されている場合、速やかに「健康管理手帳項目修正帳票」により手帳返納済の登記を行うこと。
- 2 手帳が返納されていない場合、アフターケア対象者から速やかに手帳を返納させ、「健康管理手帳項目修正帳票」により手帳返納済の登記を行うこと。
- 3 アフターケア対象者が手帳を紛失している場合、補償課長通達の記4（4）の事務処理を行うこと。